

広島県告示第六百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第六項において準用する同法第七条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年八月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時

平成二十年八月二十六日 午前十時三十分から

二 場所

広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館六階六〇三会議室

三 案件

広島市安佐北区及び佐伯区、廿日市市吉和における猟法（くくりわな）の禁止について

一 日時

平成二十年八月二十六日 午後二時から

二 場所

広島市安佐北区可部四丁目一二番一号 芸北地域事務所会議棟第三会議室

三 案件

山県郡安芸太田町及び北広島町における猟法（くくりわな）の禁止について